

川崎市人権施策推進基本計画・第2期実施計画 「人権かわさきイニシアチブ」の概要

第1章 川崎市人権施策推進基本計画の概要

※第1期実施計画の計画期間終了を踏まえ、
このたび、第2期実施計画に改定するもの。
(基本計画の部分は軽微変更のみ)

1 基本計画の趣旨

○不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（以下「条例」という。）に基づき策定（令和4（2022）年3月）

2 基本的な考え方

(1) 基本計画の位置付け

条例のほか、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に対応する計画として位置付け

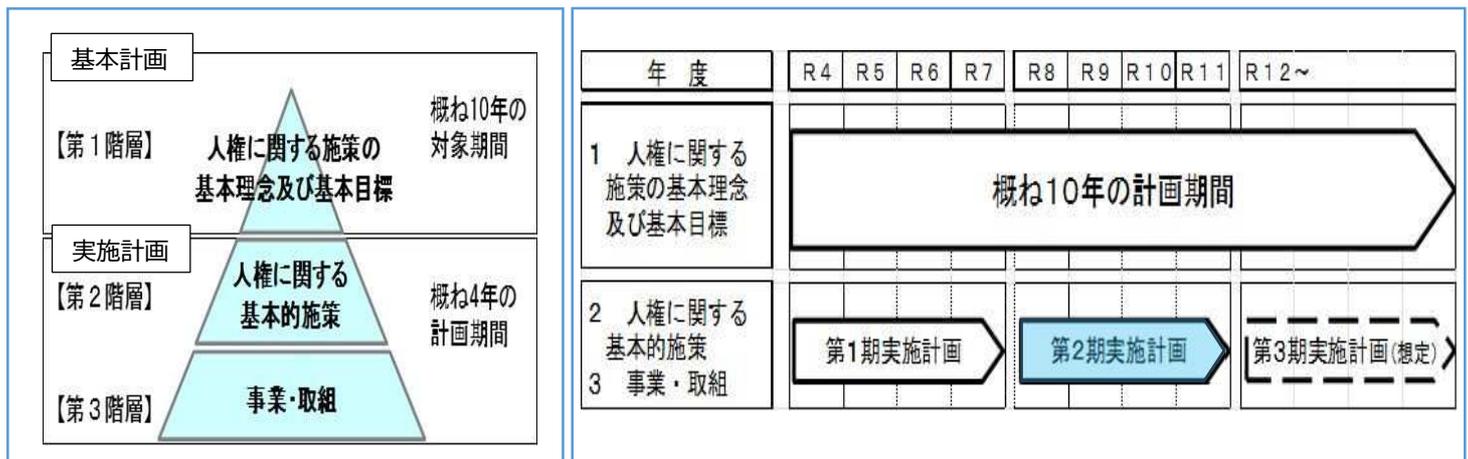
(2) 基本計画の全体像

ア 対象期間…令和4（2022）年度から概ね10年間を対象

イ 基本計画の構成…概ね10年間の対象期間全体を通じて実現を目指すものを、「川崎市人権施策推進基本計画」における「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」（第1階層）として掲げながら、具体的な取組内容を、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画における「人権に関する基本的施策」（第2階層）、「事業・取組」（第3階層）として体系的に整理することで、新しい人権課題や社会情勢等の変化に、より柔軟に対応

<基本計画の構成>

<計画期間>



3 人権に関する施策の基本理念と4つの基本目標

人権に関する施策の基本理念・・・「基本計画」が目指す「まち」の姿

市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき

人権に関する施策の基本目標・・・「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

- 1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり
- 2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり
- 3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり
- 4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

4 基本理念と基本目標を踏まえた方向性

「人権に関する基本的施策」（第2階層）と「事業・取組」（第3階層）については、基本計画に掲げる「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」（第1階層）の達成を目指した具体的な取組内容として、実施計画に位置付けられています。

人権に関する基本的施策では、個別法令、個別計画等を踏まえ、「分野横断施策」（人権教育の推進や人権意識の普及など）及び「分野別施策」（子どもの人権や男女共同参画などの分野別の課題）に分類したうえで、様々な事業・取組を行っています。

第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の達成を図る指標については、計画期間の目標値に達していませんが、人権分野の特性上、市民の人権意識は、例えば、SNSでの誹謗中傷などのインターネット上の情報拡散、暴力・紛争・戦争等に伴う人権侵害に関する報道など、必ずしも川崎市内（市域）に限定されず、境界や垣根を越えて生じる国内外の様々な事象が影響を及ぼしていることが考えられます。

人権の尊重は、すべての人が等しく尊厳をもって生きることのできる社会の実現に向けた人類普遍の目標であり、世界中の人々による意識変化とたゆまぬ努力が必要となります。

このため、第1期実施計画で設定している指標に関しては、外的要因が一定の影響を与えていることが考えられますが、本市は引き続き、指標の達成に向けて様々な取組を進めていく必要があります、そのために、全庁的な視点から体系的に整理された本計画が今後の取組の方向性を示す役割を果たします。

第2期実施計画では、第1期実施計画で設定した「全体目標」「基本目標」の指標に加えて、「人権について興味・関心を持つ市民の割合」を新たに「全体目標」の指標として設定することにより、計画全体の成果をより客観的に測ることで、本計画を着実に推進し、市民の人権意識の向上を図ります。

なお、「全体目標」「基本目標」の指標のほか、第4章（第2期実施計画の推進）において「個別指標」を設定し、これら各指標の達成状況を把握することで、「人権に関する基本的施策」・「事業・取組」の推進を図ります。

目標	計画全体の成果や基本目標の達成を図る指標	計画策定時	第1期実施計画期間における指標	現状	第2期実施計画期間における指標	令和13（2031）年度指標数値
全体目標	人権について興味・関心を持つ市民の割合	第2期実施計画から新たに設定	—	65.4% 【令和7(2025)年度】	68.0%以上 【令和11(2029)年度】	70.0%以上 【令和13(2031)年度】
	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和3(2021)年度】	41.0%以上 【令和7(2025)年度】	39.9% 【令和7(2025)年度】	42.3%以上 【令和11(2029)年度】	43.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和2(2020)年度】	81.0%以上 【令和7(2025)年度】	65.8% 【令和7(2025)年度】	83.6%以上 【令和11(2029)年度】	85.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和2(2020)年度】	28.0%以上 【令和7(2025)年度】	14.9% 【令和7(2025)年度】	30.6%以上 【令和11(2029)年度】	32.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和2(2020)年度】	5つ 【令和7(2025)年度】	2つ 【令和7(2025)年度】	6つ 【令和11(2029)年度】	7つ 【令和13(2031)年度】
基本目標4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和3(2021)年度】	91.0%以上 【令和7(2025)年度】	88.4% 【令和7(2025)年度】	92.3%以上 【令和11(2029)年度】	93.0%以上 【令和13(2031)年度】

第2章 第2期実施計画の策定の背景

1 国の主な動向

令和4年3月の「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画」策定以降の人権施策に関わる国の主な動向

○こどもの人権

- ・こども基本法の施行（令和5（2023）年4月）

○男女平等に関わる人権

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行（令和6（2024）年4月）

○高齢者の人権

- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行（令和6（2024）年1月）

○障害者の人権

- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（令和4（2022）年5月）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和6（2024）年4月）

○外国人の人権

- ・「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の策定（令和4年6月）

○性的マイノリティの人権

- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行（令和5（2023）年6月）

2 本市における社会情勢の変化

第2期実施計画の策定に当たっては、次に掲げる第1期実施計画の計画期間中における本市の社会情勢の変化を踏まえて検討

○子どもに関する社会情勢の変化

少子化が進行する一方、不登校児童・生徒数や児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあり、特別支援学級の児童・生徒数も増加しています。

本市の社会状況や子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化し、価値観も多様化する中、児童虐待や、不登校、いじめ、非行等の支援が必要な子どもは増えており、地域の中で子どもや子育て家庭を見守り寄り添いながら、個々の子どもや子育て家庭の状況に応じた支援が求められています。

○高齢者に関する社会情勢の変化

本市の高齢者人口は年々増加し続け、令和6（2024）年10月1日時点で約32万人となっており、認知症高齢者は、令和7（2025）年に約7万人を超え、高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。

また、高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、家族や親族等との「つながり」の希薄化が見込まれています。

こうした状況から、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けた取組の推進が求められています。

○障害者に関する社会情勢の変化

本市における各障害者手帳所持者数は、令和7（2025）年現在で身体障害は36,200人、知的障害は13,508人、精神障害は18,819人となっており、身体障害者はやや減少傾向である一方、精神・知的障害者については、今後も増加傾向が続くことが見込まれ、高齢に伴い障害が重度化・重複化する方や、障害者手帳は持たないものの支援を要する方など、支援すべき対象範囲も広がってきていることから、個々の状態・状況やライフステージ、ニーズ等に応じた、よりきめ細やかな対応が求められます。こうした状況に対応するためには、総合相談や計画相談支援に加え、障害の状況に応じた専門相談や障害児等に対する相談支援の充実も必要です。

また、障害者差別解消法改正により合理的配慮の提供が民間事業者にも義務化されたことから、民間事業者・市民等への理解促進の取組をすすめる等、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

○外国人に関する社会情勢の変化

令和7（2025）年7月末現在本市には約5万9千人の外国人市民が暮らしています。地域社会を構成する一員である外国人市民は、今後さらなる増加が見込まれており、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取組の推進が求められています。

第3章 第2期実施計画

1 第2期実施計画策定の方向性

(1) 計画の政策体系・方向性等

令和7（2025）年7月に川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から答申のあった「第2期実施計画の策定の方向性について」を踏まえて、次のように策定

○第2期実施計画の政策体系について

基本計画で定めた第1期実施計画の政策体系は、次期実施計画期間における新しい人権課題や社会情勢の変化などにも柔軟に対応できるだけの普遍性を有しており、第2期実施計画において継承

○基本計画の第2階層（人権に関する基本的施策）の方向性

上記と同様の理由により体系を継承

○基本計画の第3階層（事業・取組）における留意点

新たに次の視点を追加

- ・男女平等に関わる人権：困難を抱える女性等への支援
- ・障害者の人権：合理的配慮
- ・性的マイノリティの人権：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進

○第2期実施計画の全体の方向性

川崎市総合計画や各分野別計画等との整合を図りつつ策定

(2) 第2期実施計画の構成

令和8（2026）年度から4年間を対象とした本市の総合計画第4期実施計画では、市民にとって分かりやすく、状況の変化に応じて目標実現に向けた過程を柔軟に選択しうる機動的な計画とするため、構成の抜本的な見直しを行うこととしており、当該見直しの趣旨を踏まえ、第2期実施計画でも、次のとおり策定

- ・市民にとってわかりやすく、また、法令改正や制度変更等の状況に即して適切な取組を推進できる計画とするため、第3階層の構成を見直し
- ・具体的には、第3階層に紐づく事業・取組のうち、基本目標の達成に向けて特に有効と考えられる事業・取組を「主な事業・取組」とし、その事業・取組についてのみ計画期間中に想定される「取組の方向性、アウトプット等」として、必要な情報を簡潔に記載
- ・また、事業・取組全体については、別途一覧で概要を掲載することに加え、毎年の評価において、主な事業・取組の実績等を示し、効率的な進行管理を実施

2 第2期実施計画における基本的な考え方

○第1期実施計画の政策体系を継承し、第2階層（基本的施策）については、5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の人権に関する基本的施策とこれらに係る取組を体系的に整理して策定

○分野横断施策は、第1期実施計画で定めた5つの視点「①人権教育を推進すること」「②人権意識を普及すること」「③人権研修を推進すること」「④相談、人権救済、自立支援のための施策を充実すること」「⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備すること」に沿って、総合的に推進

○分野別施策は、人権課題に応じて、個別法令、それぞれの計画等を踏まえて実施

○第3階層において、事業・取組を位置付け、基本理念・基本目標の着実な達成に向け、取組を推進

第1階層 ＜基本理念＞	第2階層 （基本的施策）	第3階層 （事業・取組）
市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され 不当な差別のないまちかわさき ＜基本目標＞ 1 差別や偏見のない優しさに あふれたまちづくり 2 互いに違いを理解し、個人として 尊重し、共に生き生きと暮らせる まちづくり 3 人権侵害による被害の救済を 図るため、必要な支援が 受けられるまちづくり 4 市民、事業者、市が共に考え、 取り組む人権尊重のまちづくり	1 分野横断施策 ・すべての人権課題に共通する 取組を総合的に推進 ※5つの視点	11 類型 主な事業・取組 (27)
	2 分野別施策 ・各課題に応じて、個別の 法令・計画等を踏まえ実施	13 施策

3 第2期実施計画の体系

令和7（2025）年7月に川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会から答申のあった「第2期実施計画の策定の方向性について」に基づき、第2階層は第1期実施計画の体系を継承しつつ、第3階層（事業・取組）の分野別施策の類型に、次のとおり留意点を位置付けました（下表の下線部分）。

男女の分野：困難を抱える女性等への支援

障害者の分野：合理的配慮

性的マイノリティの分野：性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策	類 型	主な事業・取組名	
1 分野横断施策	1 人権教育の推進	1 学校・保育園等における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育の推進 ・共生・共有推進事業 ・福祉体験及び職場体験の実施
		2 生涯学習における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育振興事業の実施
	2 人権意識の普及	1 普及活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の普及・啓発
		2 事業者、団体等への普及活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者・団体等の自主的な人権学習等への支援
		3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさきパラムーブメントの理念の浸透
	3 人権研修の充実・推進	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する研修の実施 ・人権尊重教育研究推進校等の研究支援等 ・教職員研修の実施 ・関係団体主催の人権研修等への職員の参加促進
		2 より専門的な人権研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等職員向け研修の実施 ・児童相談所等の職員に対する子どもの人権に係る研修の実施 ・新規採用看護職員向け人権研修の実施 ・学校教職員等に対する人権・協働に関する研修の実施
	4 相談、人権救済、自立支援の充実	1 相談、人権救済、自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口一覧の配布 ・人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ・人権相談の周知及び充実 ・労働相談の実施 ・経済的に困窮している人の自立に向けた取組 ・こころの電話相談 ・人権オンズパーソン運営事業
		2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎人権擁護委員協議会等との連携強化 ・人権オンズパーソン制度活用推進のための関係団体等との連携強化
	5 連携協働による取組の推進	1 市民、事業者の参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への市民委員の参加促進 ・人権に関する市民意識調査の実施等
2 関係団体・関係機関との連携協働の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会による人権意識の普及活動の実施 	

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策	類 型	主な事業・取組名	
2 分野別施策	1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	1 子どもの権利の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利に関する広報・啓発 ・研修への講師派遣等の実施 ・専門職の育成に関わる研修 ・子どもの権利に関する教育の推進 ・子どもの権利学習の推進 ・子どもの権利侵害に関する相談体制の整備等 ・子どもが気軽に人権オンズパーソンに相談できる環境づくり ・男女平等教育教材の活用 ・児童・青少年電話相談 ・不登校の子どもへの支援 ・幼児教育における巡回相談・支援等
		2 子どもの意見表明・参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・こども文化センターにおける子ども運営会議の実施 ・こども文化センターの運営 ・子ども夢パークにおける子ども運営委員会の実施 ・川崎市子ども会議の充実 ・子ども夢パークにおける各種イベント等の実施 ・子どもの意見聴取等への対応 ・子ども・若者の“声”募集箱の管理・運営
		3 子どもの最善の利益の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の多言語化と相談・手続に係る多言語対応 ・帰国・外国人児童生徒等支援事業 ・思春期精神保健相談 ・公立保育所における巡回相談・支援等 ・子どもの権利ノートの作成・配布等 ・学校安全推進事業 ・外国人母子保健サービスの提供 ・川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 ・児童相談所における関係機関との連携 ・児童虐待防止普及啓発活動

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策	類 型	主な事業・取組名	
2 分野別 施策	2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進	・ 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発の推進 ・ 市職員の意識改革
		2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進	・ 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 ・ 働く女性・働きたい女性の活躍推進 ・ 女性活躍や多様な働き方の確保に向けた企業の取組の促進
		3 地域における男女共同参画の推進	・ 地域防災における男女共同参画の推進 ・ 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
		4 DV及び困難を抱える女性等への支援	・ 様々な機関と連携・協働した支援体制の充実 ・ 安心して相談できる窓口の整備と周知 ・ 性犯罪やハラスメントの防止に向けた啓発
	3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	1 いきがい・介護予防施策等の推進	・ 高齢者いきがい・社会参加促進事業 ・ 介護予防・重度化防止対策事業
		2 地域のネットワークづくりの強化	・ 高齢者総合相談・支援事業 ・ 地域見守りネットワーク事業
		3 利用者本位のサービスの提供	・ 介護保険サービス等の着実な提供
		4 医療介護連携・認知症施策等の推進	・ 医療・介護等連携推進事業 ・ 権利擁護体制の推進 ・ 認知症施策の推進
		5 高齢者の多様な居住環境の実現	・ 介護サービスの基盤整備 ・ 市営住宅等ストック活用事業 ・ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
	4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～	・ 障害者等総合相談・支援事業 ・ 障害児等総合相談・生活支援事業 ・ 障害者生活支援事業 ・ 障害者社会参加・就労支援事業 ・ 特別支援教育推進事業
		2 地域とかがわる～「合理的配慮」の考え方が広く普及した「心のバリアフリー都市川崎」の実現～	・ 障害を理由とする差別解消の推進 ・ 学校における福祉教育の推進 ・ 権利擁護体制の推進 ・ パラアート推進事業 ・ パラスポーツの充実 ・ かわさきパラムーブメント推進事業（一部再掲）
	5 同和問題の解決に向けた取組の推進	3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～	・ ユニバーサルデザイン推進事業 ・ 障害者緊急通報システムの設置
		1 同和問題の解決に向けた啓発・支援の推進	・ 同和対策事業 ・ 戸籍関係証明書等の適正交付の取組
	6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	1 差別の解消と人権侵害の防止	・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組
		2 行政サービスの充実	・ 外国人来庁者に向けた多言語案内 ・ 外国人の生活に必要な情報提供 ・ 国際交流センター等を活用した外国人相談の実施 ・ 多言語による年金制度の周知 ・ 医療通訳スタッフの派遣 ・ 保育所での言語や生活習慣等の違いへの配慮 ・ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業（再掲） ・ 災害時における多言語支援センターの設置
3 多文化共生教育の推進		・ 帰国・外国人児童生徒等支援事業 ・ 人権尊重・多文化共生教育推進事業 ・ 識字学習活動の支援	
4 社会参加の促進		・ 外国人市民代表者会議の運営 ・ （公財）川崎市国際交流協会の民間国際交流活動への支援	
5 共生社会の形成		・ 多文化共生の考え方についての広報・啓発 ・ 多文化共生、国際理解に関する研修等の実施 ・ 教職員への人権・多文化共生研修の実施 ・ 川崎市国際交流センターを活用した取組	
6 施策の推進体制の整備		・ 外国人市民意識実態調査の実施	

第2階層		第3階層（事業・取組）	
人権に関する基本的施策	類 型	主な事業・取組名	
2 分野別 施策	7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	1 感染症に関する啓発、支援等	・感染症に関する普及啓発等の取組 ・HIV等の早期発見・感染予防に向けた取組
	8 ホームレス（野宿生活者）等の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	1 ホームレス自立支援事業	・ホームレス自立支援事業
		2 関係機関との連携による取組	・就業の機会の確保に関する取組 ・安定した居住の確保に関する取組 ・保健及び医療の確保に関する取組
	9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進	・拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進
	10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	1 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する啓発の推進	・性的マイノリティに関する啓発の取組 ・学校における性的マイノリティの知識向上に関する取組
		2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進	・性的マイノリティの課題に関する取組 ・児童相談所での相談の取組 ・精神保健相談での相談の取組 ・教育相談センターでの相談の取組
	11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	1 自殺の実情を知る	・自殺予防に関する普及啓発事業 ・「いのち、こころの教育」の推進
		2 自殺防止のためにつながる	・ゲートキーパーの養成 ・各区役所における精神保健相談 ・自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進 ・精神保健等に関する包括的研修 ・健康相談支援事業
		3 自殺防止のために支える	・自死遺族へのケアと情報提供 ・自死遺族電話相談の実施 ・自殺未遂者及びその家族への支援
	12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進	・インターネット上の人権侵害に係る取組 ・教育DX推進事業に基づく取組 ・市立学校におけるインターネット上の問題に対する取組
13 様々な人権課題に対する取組の推進	1 固有の歴史・文化を持つ人々（アイヌの人々等）の人権	・固有の歴史・文化を持つ人々への理解を深めるための取組	
	2 犯罪被害者等の人権	・犯罪被害者等支援事業	
	3 刑を終えて出所した人々の人権	・刑を終えて出所した人及びその家族への差別や偏見の解消に向けた取組 ・更生保護事業	
	4 災害被害者の人権	・人権に配慮した地域防災の取組の推進	
	5 人身取引被害者の人権	・関係団体・関係機関との情報交換や啓発等の取組	

第4章 第2期実施計画の推進

1 人権施策推進体制について

(1) 庁内連絡体制

- ・川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議
- ・分野別の人権施策を推進するための各部会等

(2) 協議組織

- ・川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

(3) 関係団体・関係機関

- ・川崎市人権啓発活動地域ネットワーク協議会
- ・かわさき男女共同参画ネットワーク等

2 進行管理について

P D C A サイクルにより、毎年の評価について主要な取組の実績等を基にし効率的な進行管理を行う。

基本計画の中で、基本目標と課題ごとに設定した目標の到達度について自己評価を実施し、取組状況について、毎年度、進捗状況を把握する。

外部の視点として、附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求める。

3 個別指標

基本計画を着実に推進していくために、第1章に掲げる「全体目標」「基本目標」の指標のほか、次のとおり個別指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。なお、施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするものではなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組を一層の推進を図る。

分野別施策の達成度を評価する際に参考とする「個別指標」		計画策定時	第1期実施計画期間における目標値	現状	第2期実施計画期間における目標値
1	子どもの人権について、差別があると思う市民の割合	66.0% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.1% 【令和7(2025)年度】	39.2%以下 【令和11(2029)年度】
2	男女平等に関わる人権について、差別があると思う市民の割合	76.6% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】	71.7% 【令和7(2025)年度】	67.8%以下 【令和11(2029)年度】
3	高齢者の人権について、差別があると思う市民の割合	62.7% 【令和2(2020)年度】	59.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.6% 【令和7(2025)年度】	42.7%以下 【令和11(2029)年度】
4	障害者の人権について、差別があると思う市民の割合	75.9% 【令和2(2020)年度】	72.0%以下 【令和7(2025)年度】	70.4% 【令和7(2025)年度】	66.0%以下 【令和11(2029)年度】
5	部落差別（同和問題）について、差別があると思う市民の割合	46.5% 【令和2(2020)年度】	43.0%以下 【令和7(2025)年度】	39.0% 【令和7(2025)年度】	33.0%以下 【令和11(2029)年度】
6	外国人の人権について、差別があると思う市民の割合	59.6% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.3% 【令和7(2025)年度】	44.7%以下 【令和11(2029)年度】
7-1	HIV感染者・ハンセン病患者などの感染症や疾病に関する人権について、差別があると思う市民の割合	55.8% 【令和2(2020)年度】	52.0%以下 【令和7(2025)年度】	47.1% 【令和7(2025)年度】	40.1%以下 【令和11(2029)年度】
7-2	新型コロナウイルス感染症に関する人権について、差別があると思う市民の割合	77.3% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】	32.8% 【令和7(2025)年度】	—
8	ホームレスの人権について、差別があると思う市民の割合	60.0% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	50.7% 【令和7(2025)年度】	43.3%以下 【令和11(2029)年度】
9	北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について、差別があると思う市民の割合	58.1% 【令和2(2020)年度】	54.0%以下 【令和7(2025)年度】	53.0% 【令和7(2025)年度】	48.9%以下 【令和11(2029)年度】
10	性的マイノリティの人権について、差別があると思う市民の割合	66.2% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】	55.3% 【令和7(2025)年度】	46.6%以下 【令和11(2029)年度】
11	厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率（人口10万人当たりの死者数）	14.2 【平成29(2017)年～令和元(2019)年の平均】	13.5未満 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】	14.5 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】	13.5未満 【令和6(2024)年～令和11(2029)年の平均】
12	インターネットやSNSによる人権侵害について、差別があると思う市民の割合	82.6% 【令和2(2020)年度】	79.0%以下 【令和7(2025)年度】	75.8% 【令和7(2025)年度】	70.4%以下 【令和11(2029)年度】
13-1	アイヌの人々の人権について、差別があると思う市民の割合	37.4% 【令和2(2020)年度】	33.0%以下 【令和7(2025)年度】	34.2% 【令和7(2025)年度】	29.0%以下 【令和11(2029)年度】
13-2	犯罪被害者やその家族の人権について、差別があると思う市民の割合	69.2% 【令和2(2020)年度】	65.0%以下 【令和7(2025)年度】	60.7% 【令和7(2025)年度】	53.9%以下 【令和11(2029)年度】
13-3	刑を終えて出所した人の人権について、差別があると思う市民の割合	60.2% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	53.0% 【令和7(2025)年度】	47.2%以下 【令和11(2029)年度】
13-4	人身取引（性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引）被害者の人権について、差別があると思う市民の割合	59.9% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】	51.6% 【令和7(2025)年度】	45.0%以下 【令和11(2029)年度】